

## 分析業務委受託契約約款

### 第1条（目的）

この契約約款は、委託希望者（分析業務委受託契約が成立する前の委託者をいいます。）からの委託を当社が受託し、当社が行う分析業務にかかる委受託契約のすべてに適用されます。ただし、委託者と当社が書面により別段の合意をし、その合意が本約款に抵触する場合は、合意した内容が優先されます。

### 第2条（分析業務委受託契約の成立）

委託希望者からの要請に応じて、当社が委託希望者に提出した見積書に対して、委託希望者が当社の指定する書面等でこれを承諾（PDFを添付した電子メールまたはFAXを含みます。以下、承諾書とといいます。）した場合、委託希望者と当社との間で分析業務委受託契約が成立し、当社は見積書および承諾書面の内容に従って、善良なる管理者の注意義務をもって準委任形態で分析業務を実施します。ただし、当社は、見積書に記載された内容および条件等が承諾書に記載された内容および条件等と異なる場合、分析業務委受託契約の成立を留保することができ、この場合、当社は、委託希望者に書面で留保した理由を速やかに通知します。

### 第3条（分析業務の履行）

1. 当社は、当社が有する知見、公的に認知された分析方法が指定されている場合はその方法、委託者と当社が合意した分析業務委託仕様書に分析方法が定められた場合はその方法、または委託者が指定した見積書もしくは承諾書に記載された分析方法に従い、かつ信義に基づき、誠実に分析業務を行います。
2. 当社は委託者から提供された分析業務に必要なすべての試料および資料（以下、試料等とといいます。）を善良なる管理者の注意をもって、保管管理し、使用します。
3. 当社は承諾書に記載された期間内に分析業務を完了します。（承諾書に期間が明確に記載されていない場合は、見積書に記載された期間が適用されるものとします。）
4. 当社は分析業務完了後速やかにその結果および作業内容を書面（以下、報告書とといいます。）で委託者に提出します。
5. 当社は委託者に提出した報告書の控を提出の日から5年間保管します。

### 第4条（支払い）

委託者は、当社が報告書を提出した後、見積書に記載された支払い条件に従って分析業務の料金を支払うものとします。

### 第5条（試料等の提供）

当社は、当社が所有する試料等（当社が分析に使用する試薬を除く。）を使用した分析業務を受託いたしません。分析業務に使用する試料等の調達、採取、輸送等にかかるすべての費用および残余の試料等の返却または廃棄にかかるすべての費用は委託者の負担とします。なお、委託者と当社がこれと異なる合意をした場合は、それに従います。

なお、委託者が提供する試料等の取扱いまたは試料採取に関する安全衛生上の注意事項については、委託希望者が当社に承諾書を提出するとき、またはそれ以前に当社に連絡する義務を負担するものとします。当該連絡がない場合、または当社が安全衛生上に問題があると判断した場合は、当社は委受託契約の成立を留保することができ、この場合、当社は書面で留保した理由を速やかに委託希望者に通知します。

## 第6条（責任）

1. 当社は、当社が受領または採取した試料等が不可抗力、第三者の不法行為、その他当社の責に帰さない事由を原因とする滅失、毀損、変質等により分析業務に適さなくなった場合、それによって委託者に生じた損害の賠償責任を負担しないものとします。新たな試料等の提供または採取に必要な費用の負担については、委託者と当社で協議のうえ、決定するものとします。協議が整わない場合は、当社は分析業務を直ちに中止し、それまでに当社に生じた費用を委託者に請求できるものとします。
2. 当社は分析業務を科学的知見に基づいて行うものとし、受託した分析業務の結果が委託者の予想、意向または都合等に沿わない、不都合である、あるいは結果的に無用である等の判断に至った場合でも、委託者は当社に対して何らの責任の追求も行わないものとし、分析業務の再履行等の要求も行わないものとします。
3. 委託者は、分析業務の結果は委託者が提供した試料等によってもたらされた結果であることを了承するものとします。
4. 当社は、委託者が分析業務の結果を利用したことにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、当社が実施した分析業務に故意または重過失があった場合は、委託者と協議のうえ、当社は次の各号の範囲で責任を負担します。
  - ①当社の費用負担により、誤謬が生じた分析の項目に限り、再実施するものとします。なお、当社の故意または重過失により誤謬が生じた分析業務に相当する委託料の金額を限度として、委託者に現実に生じた通常の直接損害を賠償するものとします。
  - ②委託者は、分析業務に関連して当社が委託者または第三者に対して負担する責任は本約款に明文で記載された内容に限定されることを承諾します。本約款に記載されている範囲を超えて、第三者が当社に責任を追求した場合、委託者は委託者の責任と負担で当社を当該第三者から防御し、第三者と交渉し問題解決にあたるものとします。
  - ③委託者は、当社が実施した分析業務の結果または委託者が当該結果を利用することが、第三者の特許、実用新案権その他工業所有権を侵害しないことを保証するものではないことを承諾します。

## 第7条（安全・衛生）

試料等を当社が受領した後または当社が委託に基づき試料を採取した後、委託者に残余の試料等を返却または処分するまでは、試料等に関連する当社の役員、従業員および再委託者の安全および衛生は当社の責任で確保するものとします。ただし、本約款第5条に定める委託者から試料等に関する安全および衛生の保全に必要な通知内容に何らかの問題または不具合があった場合で、それを原因として何らかの事故が当社において発生した場合は、すべて委託者の責任と負担で解決するものとします。

## 第8条（秘密保持）

1. 秘密情報とは、委託者（委託希望者の状態として分析業務委託契約が成立する前の段階を含みます。以下、本条において同じとします。）または当社のいずれか（以下、「開示者」といいます。）から、委託者または当社（以下、「受領者」といいます。）に対し、開示した仕様書、委託者および当社が委託契約の過程において共同して作成する情報（議事録等を含み、有体物か無体物かを問わないものとします。）、当社が作成する報告書に記載された作業内容であって、秘密である旨を明示した技術上、営業上のノウハウ、アイデア等を含む一切の情報をいいます。
2. 口頭または視覚的に情報を開示する場合は、開示前または開示に際し秘密である旨を相手方に告げ、開示した日から20日以内にその開示した秘密情報の概要および開示した日時を記載した書面を作成し、かつ当該書面に秘密である旨を明示的に表示し、受領者に送付するものとします。
3. 受領者は、秘密情報が存在する期間中、秘密情報を開示者の事前の書面による同意なしに、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、秘密情報が次の各号に該当することを受領者が証明した場合は、この限りではありません。
  - ①開示者から開示を受けた際、既に公知公用のもの。
  - ②開示者から開示を受けた際、既に受領者が自ら所有していたもの。
  - ③開示者から開示を受けた後、自己の責によることなく公知、公用となったもの。
  - ④正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
  - ⑤開示者から開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの。
4. 前項の規定にかかわらず、受領者は、日本および諸外国における裁判所、行政機関、監督官庁その他の公的機関（証券取引関係機関を含む。）から法令、規則等に基づいて秘密情報の開示を求められ、これを拒む合理的事由がない場合においては、受領者は開示にかかる当該要請等があることを開示者に事前に通知し、法令、規則等により求められる必要最小限の情報に限り開示を行うことができるものとします。
5. 委託者および当社は、秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員対してのみ開示するものとし、当該開示を受けた役員および従業員（本約款が適用される日以降に退任、退職した者を含みます。）に本約款において自己が負う義務と同等の義務を負わせるものとします。
6. 受領者は、開示者（共同して作成した情報の場合は、委託者または当社のいずれかとします。以下、本項において同じとします。）から秘密情報等の返却の請求があった場合には、当該秘密情報を含む媒体およびその複写・複製物を、受領者の負担で開示者に速やかに返却し、または開示者が書面で指定する方法により受領者の負担で廃棄するものとします。開示者が当該秘密情報の廃棄証明の提出を求めた場合、受領者はこれに応ずるものとします。当該返却または廃棄の措置をもって、本約款に基づいて秘密保持義務を負担すべき秘密情報は存在しないものとし、秘密情報管理義務は消滅したものとします。なお、当社は委託者から分析業務に関連して受領した試料等、あるいは分析業務を通じて知りまたは知り得た委託者の営業上、技術上その他事業上のすべての情報（以下、秘密情報という）を厳に秘密に保持し、他に開示または漏洩しないものとします。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者および当社は、本約款が適用される日以降において、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、

総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、およびその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者が反社会的勢力の構成員等に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約します。

2. 委託者および当社は、自らまたは第三者を利用して、本約款に基づく取引に関して次の行為をしないことを約します。

①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

3. 委託者または当社は、相手方に第1項の規定に反する事実があった場合または相手方が第2項の規定に違反した行為を行った場合、相手方に対してなんら催告をすることなく、直ちに委受託にかかる取引を解除することができるものとします。

4. 前項の規定により解除権を行使した当事者は、当該解除により自己が被った損害について相手方に求償することができ、かつ、取引を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

#### 第10条 (解除)

1. 委託者または当社は、相手方が次の各号に該当したときは、催告その他の手続きを要しないで直ちに取引の全部または一部を解除することができるものとします。

①監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。

②破産、民事再生または会社更生手続開始の申し立てがあったとき。

③仮差押、仮処分、民事執行等または滞納処分を受けたとき。

④解散の決議をしたときまたは合併したとき。

⑤自社が振出しもしくは引受けた手形または小切手が、不渡りとなりまたは支払いを停止したとき。

⑥不可抗力であると甲乙が合意し、本約款に基づく分析業務の履行が困難と判断したとき。

⑦前各号に準ずる事由が生じたとき。

2. 委託者または当社は、相手方が本約款に違反したときは、相当の期間を定めて催告のうえ、本約款に基づく取引の全部または一部を解除することができるものとします。

#### 第11条 (損害賠償)

委託者または当社は、本約款に違反して相手方に損害を与えた場合には、当該違反行為が故意または重過失による場合を除き、相手方に対し、本約款が適用される取引の契約金額を上限として、相手方に現実に生じた通常の直接損害を賠償するものとします。

#### 第12条 (協議)

本約款に定めのない事項については委託者と当社で協議し、解決するものとします。

#### 第13条 (管轄裁判所)

本約款に関連する委託者と当社の紛争のうち、前条の協議によっても解決できない事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。